

米国税務最新動向

2017年11月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー
野本 誠

IRS：新たに11の税務調査キャンペーンを開始

11月3日、IRSの 大規模事業者・国際 (LB&I) 部門は、新たに11の税務調査キャンペーンを開始することを発表しました。同部門では、本年1月に13の税務調査キャンペーンを開始し、特定の税務上のリスクに焦点をあてた税務調査プログラムを実施してきました。これは、コンプライアンス・リスクの高い申告書を的確に抽出し、税務調査の効率化を図ることを目的としたものです。

今回追加された11のキャンペーンの対象は、LB&I部門のデータ解析結果および調査官の意見に基づき選定されています。

国際関連(個人)：

1. スイスの銀行口座：2013年に開始された司法省によるスイス銀行プログラムにより、スイスの金融機関が刑事罰の免除と引き換えに提供する米国居住者口座情報に基づき税務調査等を実施する。
2. 外国勤労所得控除：外国勤労所得控除及び外国住宅手当控除を受けてる納税者のうち、これらの控除の要件を満たしていない可能性がある者について税務調査等を実施する。

3. 支払調書に基づく源泉税額：様式1040NR (非居住外国人用連邦個人所得税申告書) 上で納付済み税額として申請されている様式1042-S (非居住者の米国源泉所得に関する支払調書) に基づく源泉税額を税務調査等を通じて確認する。
4. 外国税額控除：様式1116 (外国税額控除計算書) 上で申請されている連邦個人所得税法上の外国税額控除の制限枠の計算は複雑で多くのエラーが見られるため、集中的な税務調査等を実施する。

国際関連(法人)：

5. 各種源泉税・源泉徴収税額：様式1120-F (外国法人用連邦法人税申告書) 上で還付申請されている様式1042、1042-S、8804、8805、8288、8288-Aに基づく各種源泉税・源泉徴収税額が実際に源泉徴収義務者により納付されていることを税務調査等により確認する。
6. 直接税額控除：外国税額控除制限枠に余裕額がある内国法人の直接税額控除について税務調査等を通じて確認する。将来的には、キャンペーンの対象を間接税額控除に拡大する。
7. 支配下外国法人からのローン：米国法人が支配下外国法人(CFC) から借入れを行った場合、当該借入額が見なし配当となるが、キャッシュ・プーリングの利用やその他の手法で実際に見なし配当として申告していないケースが見られるため、税務調査等により確認する。

事業者関連：

8. 農業保管税額控除：農業を盗難等から守り、安全に保管するための適格コストの30%の税額控除が年間200万ドルを上限に認められているが、対象となるコストの適格性を税務調査等により確認する。
9. 債務免除益の繰り延べ：リーマン・ショック後の特別措置により、2009年および2010年中に発生した債務免除益は、2014年から5年間で分割して認識することができるが、繰り延べられた債務免除益が実際に申告されているかを税務調査等により確認する。また、リマインドの通知書(ソフトレター)の送付を検討する。
10. 省エネ商業ビル：省エネ商業ビルの所有者もしくは賃借人は、省エネ設備の一括償却が認められるが、その要件が満たされていることを税務調査等により確認する。

11. 経済開発インセンティブ：州・地方政府から与えられる各種企業誘致インセンティブを株主以外からの出資として取り扱ったり、益金不算入としているケースや、損金の減額処理をしていないケースがあるため、税務調査等で確認する。

IRSでは、将来的にキャンペーンによる税務調査を全体の税務調査数の50%に引き上げることを目標としており、今後もキャンペーン対象項目の追加が見込まれます。

なお、既に行われている13のキャンペーンは、以下の通りです。

- エネルギー税額控除
- 放送関連事業者による内国生産活動特別控除
- 小規模キャプティブ保険会社
- 関連者間取引
- 繰延変額年金引当金および生命保険引当金
- 通常所得や短期キャピタル・ゲインを長期キャピタル・ゲインに変換するバスケット取引
- 土地開発における完成工事基準の適用
- 改正前のルール下の税務調査によるパートナーシップへの更正に基づくパートナーへの追徴
- Sコーポレーションの株主による投資簿価を超えた損失の認識
- 外国自主開示プログラムへの参加を申請しながら、途中で取り下げた納税者の追跡
- 外国子会社からの非課税での資金還流取引
- 外国法人用法人税申告書(様式1120-F)の提出漏れ
- 外資系のディストリビューター

ニュージャージー州租税裁判所:リミテッド・パートナーの申告義務を認定

ニュージャージー州租税裁判所は、ニュージャージー州内で事業活動を行っているパートナーシップにリミテッド・パートナーとして参加していた州外の法人について、州法人事業税の申告義務を認定する判決を下しました (Preserve II, Inc. v. Director, Div. of Taxation, Dkt. No. 010921-2013)。

Preserve II, Inc. (以下「Preserve II」) は、住宅建築会社 PulteGroup, Inc. (以下「PulteGroup」) の子会社であり、PulteGroupの他の子会社2社をジェネラル・パートナーとしたパートナーシップにリミテッド・パートナーとして参加していました。

ニュージャージー州税法上、州内で事業活動を行っているパートナーシップにリミテッド・パートナーとして参加していることのみを理由に州法人事業税の申告義務を認定されることはないとの規定が存在するため、Preserve IIIは、これらのパートナーシップの持分所得を州法人事業税法上申告していませんでした。

今回の判決によれば、裁判所は、Preserve II、ジェネラル・パートナー 2社、投資先のパートナーシップ2社が一体となってニュージャージー州内で住宅建築事業を展開しており、Preserve IIも実質的なジェネラル・パートナーとして州法人事業税法上パートナーシップの持分所得を申告しなければならないと認定しました。また、Preserve IIIは実質的にジェネラル・パートナーとして機能していたため、投資会社としての特例も適用されないとの判断を示しましたが、悪意はなかったとしてペナルティーは免除しています。

Preserve IIIは、判決を不服として、直ちに控訴を申し立てています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp